

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 取締役と監査役の設置

取締役及び監査役の設置は、公開会社と非公開会社で異なります。

公開会社と非公開会社

- 非公開会社：発行する株式の全部が譲渡制限株式である会社
- 公開会社：一株でも譲渡自由な株式がある会社

取締役

	非公開会社	公開会社
員数	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上（義務、社外取締役の設置は任意） ・取締役会設置会社：3名以上（義務） ・委員会設置会社：各委員会の委員の過半数は社外取締役（義務） ・特別取締役制度：6名以上で、うち1名は社外取締役（義務） 	
任期	1年以上10年以内 (委員会設置会社1年)	原則2年 (委員会設置会社1年)
資格	株主に限定可	株主に限定不可
選任	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 株主総会普通決議（定足数1/3未満不可） ➢ 累積投票可 ➢ 取締役等選任権付種類株主総会のみを選任も可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 株主総会普通決議（定足数1/3未満不可） ➢ 累積投票可
解任	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 株主総会普通決議（定足数1/3未満不可） ➢ 累積投票で選任された取締役は特別決議 	
兼任禁止	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社及び親会社の監査役・会計参与不可 ➢ 委員会設置会社では、使用人不可。監査委員たる取締役の場合は、会社・子会社の業務執行取締役・執行役・支配人・使用人・会計参与不可 ➢ 社外取締役：現在及び過去に会社・子会社の業務執行役・支配人・会計参与・監査役・会計監査人不可 	
会社に対する 損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ➢ (社内) 取締役：責任限定契約不可 ➢ 社外取締役：責任限定契約可（善意無重過失） 	

監査役（会）

	監査役		監査役
	非公開会社	公開会社	
設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会設置会社（会計参与設置会社除く） ➢ 会計監査人設置会社 	すべての公開会社	公開会社かつ大会社 (委員会設置会社除く)
任期	4年以上10年以内	原則4年（短縮不可）	
選任	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 株主総会普通決議（定足数1/3未満不可）意見陳述権あり ➢ 取締役は、監査役の選任議案を株主総会に提出するにあたって、監査役・監査役会の同意が必要 ➢ 監査役・監査役会は、監査役選任議案の提出を取締役に請求できる 		
解任	株主総会普通決議（定足数1/3未満不可）意見陳述権あり		
職務	会計監査権限に限定可	会計監査+業務監査	会計監査+業務監査

お見逃しなく！

2015年施行予定の改正会社法上、監査役^(会)の監査範囲を会計に限定する会社は、登記が義務付けられます。（企業負担に配慮し、改正法の施行後、最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は登記を要しないとす経過措置が設けられております。）